

自己資本の充実の状況

単体

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズにこたえるため、財務基盤の強化を経営の重要な課題として取組んでいます。

平成27年3月末における当会の自己資本比率は21.38%となりました。

自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は、会員からの普通出資金、後配出資金及び永久劣後特約付借入金により調達しています。

項目	内容		
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会		
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	727億円(前年度727億円)	450億円(前年度500億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約			あり ^(*)

* 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、金銭交付日より10年経過した借入金について、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

具体的には、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を定め、信用リスク・アセット額について標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーションナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するとともに、自己資本比率が一定水準を下回る場合には、対処方針を検討し、対応する体制を構築しています。

当会にとってのリスク管理は、当会の経営の安全性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持するために、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、許容できるレベルまで調整し、そのために

必要な施策を行うこと」であり、また、金融機関の負つているリスクが多様化・複雑化している金融環境下では、個々のリスク特性に応じた個別リスク管理は当然のこととして、様々な特性を持つ諸リスクを対象として網羅的に把握し、一貫した統制のフレームワークの下で管理を遂行することが必要であると認識しています。

このような認識のもと、具体的な取組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能な信用リスク及び市場リスク(金利リスク・価格変動リスク・為替リスク)については、VaR(バリューアットリスク)によるリスクの計量化を行っています。計量化したリスクについては、統合した上で自己資本(経営体力)を基準にして設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

また、極めて急激な市場変動が生じた場合を仮定したストレステストを実施し、自己資本の充実度を評価しています。

1 自己資本の構成

項目	平成25年度	(単位:百万円、%)	
		経過措置による 不算入額	平成26年度 経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員資本の額	185,321		191,489
うち、出資金及び資本準備金の額	111,302		111,302
うち、再評価積立金の額	—		—
うち、利益剰余金の額	77,922		84,020
うち、外部流出予定額(△)	3,904		3,833
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,780		6,885
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,780		6,885
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	50,000		45,000
うち、回転出資金の額	—		—
うち、上記以外に該当するものの額	50,000		45,000
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	242,102		243,374
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るもの)の額の合計額	—	404	108
うち、のれんに係るもの	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	—	404	108
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに係るもの	—	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に係するもの	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に係するもの	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに係るもの	—	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に係するもの	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に係するもの	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	108	—
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	242,102		243,266
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△315,900		△213,008
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの)	404		432
うち、繰延税金資産	—		—
うち、前払年金費用	—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△316,304		△213,440
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	31,436		30,694
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	957,671		1,137,461
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	25.28		21.38

* 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーションナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却・経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

信用リスク・アセット	平成25年度			平成26年度		
	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額a×4%	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	762,120	—	—	586,508	—	—
我が国的地方公共団体向け	94,530	—	—	88,503	—	—
地方公共団体金融機関向け	23,658	739	29	21,096	535	21
我が国の政府関係機関向け	34,772	2,375	95	41,775	3,429	137
地方三公社向け	869	45	1	449	26	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,120,246	423,697	16,947	2,395,974	478,659	19,146
法人等向け	364,291	232,926	9,317	353,891	226,978	9,079
中小企業等向け及び個人向け	1,100	753	30	1,021	719	28
抵当付住宅ローン	1,199	419	16	884	309	12
不動産取得等事業向け	8,884	8,768	350	7,596	7,377	295
三月以上延滞等	5,187	7,591	303	6,784	10,177	407
信用保証協会等による保証付	359	17	0	288	12	0
出資等	22,570	22,560	902	35,406	35,396	1,415
他の金融機関等の対象資本調達手段	210,869	527,174	21,086	216,359	540,897	21,635
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	926	2,316	92	984	2,461	98
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	49	64	2	6	75	3
証券化	26,611	5,746	229	26,169	5,283	211
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	△ 315,900	△ 12,636	—	△ 213,008	△ 8,520	—
上記以外	33,844	6,923	276	66,050	7,306	292
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,712,094	926,221	37,048	3,849,751	1,106,637	44,265
CVAリスク相当額÷8%	—	12	0	—	128	5
中央清算機関連エクスポージャー	28	0	0	37	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額	3,712,123	926,234	37,049	3,849,788	1,106,766	44,270
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額a×4%	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額a×4%		
	31,436	1,257	30,694	1,227		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計a	所要自己資本額a×4%	リスク・アセット等(分母)合計a	所要自己資本額a×4%		
	957,671	38,306	1,137,461	45,498		

- * 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2.「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
- 4.「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。
- 5.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
- 7.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 8.オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益} \times 15\%) \times 3}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制として、信用リスク管理に関する規定類を整備し、適切に管理しています。

与信審査については、フロントオフィスを担う融資部門から独立した審査部門を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、個別の与信限度額管理、大口与信先の信用状況のモニタリング、資産査定における第二次査定の実施を通して、デフォルト等に伴う損失の発生を最小限に抑え、適正なリターンの確保を図っています。また、上記に加え、リスク管理部門において貸出金に有価証券等を含めた総合与信額についても限度額管理を行うとともに、格付別及び業種別の与信状況をモニタリングし、与信集中状況についても管理しています。

また、信用リスクについては、VaRによるリスク量の計測を行い、市場リスクと統合した上で、リスク許容量による管理を実践しています。上記のモニタリングの状況、当会が保有するリスク量、リスク内容については、原則四半期ごとに開催されるリスク管理委員会にて協議・報告され、対処方針が決定されています。

当会における貸倒引当金の計上については、「資産の償却・引当要領」等に基づき次のとおり行っています。

資産の評価は担当部署が行い、この資産査定の結果を踏

まえ、資産査定統括部署が償却・引当額の妥当性についての検討・取りまとめを行い、償却引当実施部署へ報告することで、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。また、償却・引当の結果については、経営管理委員会、理事会等へ報告しています。

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当期は税法基準を採用)を計上しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's Standard & Poor's Rating Services)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクspoージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクspoージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

* 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

	平成25年度				平成26年度				(単位:百万円)		
	信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクspoージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクspoージャーの残高		
国 内	3,607,641	370,798	1,077,963	-	133	3,715,422	368,289	902,326	-	0	
国 外	77,870	229	61,965	-	5,054	108,190	791	95,175	-	-	
地域別残高計	3,685,511	371,027	1,139,929	-	5,187	3,823,613	369,080	997,502	-	0	
法人	農業	1,030	1,030	-	-	921	921	-	-	-	
	林業	8	8	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	97,891	61,587	33,951	-	83,726	49,707	30,744	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	47,686	34,449	12,933	-	47,231	32,735	12,932	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	50,123	25,281	24,208	-	42,023	21,162	20,191	-	-	
	運輸・通信業	56,975	24,979	30,640	-	58,045	25,488	31,139	-	-	
	金融・保険業	2,376,466	87,301	156,056	-	2,660,834	89,238	168,979	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	141,743	132,009	8,921	-	133	155,187	145,643	8,927	-	
	日本国政府・地方公共団体	856,650	-	856,650	-	675,011	-	675,011	-	-	
	上記以外	41,376	982	16,566	-	5,054	84,854	1,000	49,575	-	
	個 人	3,398	3,396	-	-	3,181	3,181	-	-	0	
	その他	12,160	-	-	-	12,593	-	-	-	-	
	業種別残高計	3,685,511	371,027	1,139,929	-	5,187	3,823,613	369,080	997,502	-	0

1年以下	2,162,951	99,359	74,736	-	2,406,955	102,394	53,269	-	
1年超3年以下	225,773	67,280	158,493	-	254,408	53,773	190,635	-	
3年超5年以下	370,061	66,484	303,577	-	394,231	66,209	328,022	-	
5年超7年以下	232,695	27,495	205,200	-	186,318	37,620	148,697	-	
7年超10年以下	270,742	90,887	178,858	-	176,231	88,949	87,281	-	
10年超	237,212	18,148	219,064	-	200,710	19,031	181,679	-	
期限の定めのないもの	186,073	1,371	-	-	204,756	1,101	7,916	-	
残存期間別残高計	3,685,511	371,027	1,139,929	-	3,823,613	369,080	997,502	-	

- ※ 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
- 4. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクspoージャーをいいます。
- 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

② 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

	平成25年度		平成26年度		(単位:百万円)
	期中増減額	期末残高	期中増減額	期末残高	
一般貸倒引当金	△ 41	1,213	△ 41	1,171	
個別貸倒引当金	△ 3	2,570	△ 40	2,530	

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

	平成25年度			平成26年度			(単位:百万円)
	期中増減額	期末残高	貸出金償却	期中増減額	期末残高	貸出金償却	
国 内	△ 3	2,570		△ 40	2,530		
国 外	-	-		-	-		
地域別計	△ 3	2,570		△ 40	2,530		
法 人	農業	△ 1	18	-	0	18	-
	林業	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-
	製造業	△ 15	562	-	9	572	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	△ 18	22	-	68	90	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	△ 16	66	-	△ 0	65	-
	運輸・通信業	△ 0	57	-	△ 15	41	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	85	1,689	-	47	1,737	-
	上記以外	0	9	-	△ 9	-	-
	個 人	△ 37	144	5	△ 140	4	-
	業種別計	△ 3	2,570	5	△ 40	2,530	-

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみを記載しています。

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

	平成25年度			平成26年度			(単位:百万円)
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
0%	-	904,361	904,361	-	753,171	753,171	
2%	-	28	28	-	27	27	
4%	-	-	-	-	1	1	
10%	-	43,722	43,722	-	51,450	51,450	
20%	41,564	2,121,091	2,162,656	33,721	2,397,874	2,431,595	
35%	-	1,199	1,199	-	883	883	
50%	183,598	358	183,956	181,104	93	181,198	
75%	-	1,051	1,051	-	994	994	
100%	36,072	346,843	382,915	34,708	154,247	188,955	
150%	-	5,097	5,097	6,784	200,887	207,671	
200%	-	-	-	-	-	-	
250%	-	926	926	-	8,087	8,087	
その他	-	-	-	-	8	8	
1250%	-	-	-	-	-	-	
合 計	261,235	3,424,680	3,685,916	256,318	3,567,727	3,824,045	

信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めており、具体的な方法としては、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクspoージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクspoージャーについては、これら以外

の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定期日に長期格付がBBB-又はBa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、

①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、

②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、

③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、

④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、

主要な担保の種類は自会貯金です。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額〉

(単位:百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	16,264	—	—	16,270	—
我が国の政府関係機関向け	—	11,017	—	—	8,016	—
地方三公社向け	—	596	—	—	251	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	437	120	—	859	3,003	—
中小企業等向け及び個人向け	23	—	—	8	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	12,401	—	1	13,811	—
合計	460	40,399	—	869	41,353	—

- ※ 1.「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
- 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価値に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

当会では、派生商品取引に関して商品別に運用限度額の設定を行い、設定された限度額の範囲内で運用するとともに、保有している派生商品の評価損益について日次でモニタリングを行い適正に管理しています。併せて、派生商

品はロスカット基準及び評価損の警告水準等を設定し、予期せぬ損失が発生しないよう管理しています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

① 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成25年度		平成26年度		
	与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクspoージャー方式	(単位:百万円)		
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保	信用リスク削減効果勘案後の与信相当額	その他
平成25年度					
(1)外国為替関連取引	83	223	—	—	223
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	31	36	—	—	36
(7)クレジット・デリバティブ	51	57	—	—	57
派生商品合計	167	317	—	—	317
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—
合計	167	317	—	—	317
平成26年度					
(1)外国為替関連取引	93	318	—	—	318
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	3	—	—	3
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—
派生商品合計	93	321	—	—	321
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—
合計	93	321	—	—	321

- ※ 1.「カレント・エクspoージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛け目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

② 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

③ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポートに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポート」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートのことです。「再証券化エクスポート」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポートである取引に係るエクスポートのことです。

体制の整備及びその運用状況の概要

証券化案件への投資を担当するフロント部署が投資案件の分析等を行い、リスク管理部署が外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンス等の信用リスクの変化等に係るモニタリングを行っています。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポートに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、下表の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

① 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

② 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

a. 保有する証券化エクスポートの額

	平成25年度		平成26年度	
	証券化エクスポート	再証券化エクスポート	証券化エクスポート	再証券化エクスポート
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住宅ローン	1,403	—	3,170
	自動車ローン	9,850	—	10,100
	その他	15,314	—	12,903
	合 計	26,567	—	26,175
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—
	その他	43	—	—
	合 計	43	—	—

※ 証券化エクスポートは再証券化エクスポートを除いて記載し、証券化エクスポートと再証券化エクスポートを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポート		再証券化エクスポート			
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
平成25年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	26,487	211	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—	リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—	リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	67	9	リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	13	6	リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	26,567	228	合 計	—	—
平成26年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	—	—	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—	リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	43	1	リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—	リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	43	1	合 計	—	—
平成26年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	26,165	209	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—	リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—	リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—	リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	10	5	リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	26,175	214	合 計	—	—
オフ・バランス						
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	—	—	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—	リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—	リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—	リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	—	—	合 計	—	—

- ※ 1. 証券化エクスポートは再証券化エクスポートを除いて記載し、証券化エクスポートと再証券化エクスポートを区別して記載しています。
- 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
- 3. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポートの額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	13	10
合 計	13	10

- ※ 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポートを記載しています。なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポートに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。
- 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

オペレーション・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーション・リスク」とは、業務戦略・組織体制・コンピュータシステム等の統制機能の不備、経営方針・手続・規定等の遵守及び管理ミス等に関連して発生するリスクのことです。

当会では、リスク管理の基本となるリスクマネジメント基本方針において、オペレーション・リスクとして、業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生する事務リスク、コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るシステムリスク、経営判断や個別業務の執行において法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生する法務リスク、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるレビュー・テクニカルリスク等を定義し、それとのリスクに応じたリスク管理を実施することとしています。

事務リスクについては、「コンプライアンス・マニュアル」に基づく法令・規制及び基準等の遵守、「自己検査実施要領」に基づく自己検査の実施、「事務ミス等の報告事務手続」に基づく迅速な対応と再発防止策の策定等により、事

務リスクの軽減・未然防止を図っています。

システムリスクについては、「情報セキュリティ運用細則」・「情報システムセキュリティ管理要領」等に基づき、情報資産の安全性の確保とコンピュータシステムの運用管理を適切に行うことで、システムリスクの回避を図っています。

法務リスクについては、法令等の改正に伴う関連規定の速やかな変更と徹底、「金融法務等相談・リーガルチェック受付処理事務手続」に基づく弁護士・税理士等への相談により、リスクの軽減や違法行為等の未然防止を図っています。

レビューテクニカルリスクについては、「利用者サポート等管理細則」に基づき、取引先等の利用者からの苦情を受け付け、利用者の納得及び満足が得られるよう、迅速・誠実な対応をすることによりリスクの軽減を図っています。

上記の各リスク管理上のリスク情報については、リスク管理統括部署にて一元管理するとともに、リスクの状況・業務への影響等について必要に応じて役員及びリスク管理委員会へ報告し、対処方針を協議しています。

オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーション・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

出資その他これに類するエクスポートジャーナーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートジャーナー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

有価証券勘定の株式については、株価が変動する価格変動リスクについてVaRによるリスク量の計測を行い、株式以外の資産の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営体力を基準に設定されたリスク許容量を対比

することにより管理しています。

また、株式を含む有価証券の評価損益等について日次にて計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

外部出資勘定の株式又は出資については、資産査定により価値の毀損の危険性を判別し、適切な管理に努めています。

① 出資その他これに類するエクスポートジャーナーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	6,223	6,223	9,885	9,885
非上場	139,026	139,026	139,051	139,051
合計	145,249	145,249	148,936	148,936

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

② 出資その他これに類するエクスポートジャーナーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	売却益	7	売却損	5
償却額	—	—	—	—

③ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	評価益	1,405	評価損	3,709
	66	6		

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益の低下ないしは損失を被るリスクのことです。

当会では、リスク管理関係規定に基づき、金利リスクについてはVaRによるリスク量の計測を月次及び日次にて行い、金利リスク以外の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営体力を基準に設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

さらに、有価証券の10BPVと評価損益等についても日次

にて計測を行い、リスク量を管理しています。

計測したリスクの状況についてはリスク管理委員会において協議し、その協議結果を踏まえ、最適資産配分及び資金運用方針等をALM委員会において検討・協議しています。なお、保有するリスクの状況は、四半期ごとに理事会及び経営管理委員会に報告しています。

また、市場取引業務の遂行にあたっては、市場部門（フロントオフィス）、リスク管理部門（ミドルオフィス）、事務管理部門（バックオフィス）を分離し、牽制機能を確保しています。

金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、分散共分散法によるVaR（信頼区間：99%、保有期間：預け金及び貸出金1年、有価証券等3か月）の計測を行っています。リスク計測の頻

度は月次及び日次（日次は有価証券のみ）とし、計測対象は預け金・有価証券等・貸出金としています。

〈内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減〉

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減	48,497	内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減	15,527

連 結

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と

連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違点はありません。

連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

●連結子会社数 2社

●主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
静岡コープサービス株式会社	商品販売・広告代理・施設賃貸・研修受託・人材派遣
株式会社静岡県信連ビジネスサービス	現金整理等受託・手形交換等受託・為替決済受託・データ登録受託

比例連結が適用される関連法人

該当する法人はありません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当する制限等はありません。

規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。

平成27年3月期における当連結グループの自己資本比率は、21.47%となりました。

自己資本調達手段の概要等

当連結グループの自己資本は、主に会員からの普通出資金、後配出資金及び永久劣後特約付借入金により調達しています。

項目	内 容		
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会		
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	727億円(前年度727億円)	450億円(前年度500億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約			あり ^(*)

* 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、金銭交付日より10年経過した借入金について、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

① 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	平成25年度 経過措置による 不算入額	平成26年度 経過措置による 不算入額	
		コア資本に係る基礎項目 (1)	コア資本に係る調整後少数株主持分の額
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員資本の額	186,523	192,727	
うち、出資金及び資本剰余金の額	111,298	111,298	
うち、再評価積立金の額		—	
うち、利益剰余金の額	79,129	85,263	
うち、外部流出予定額 (△)	3,903	3,833	
うち、上記以外に該当するものの額		—	
コア資本に算入される評価・換算差額等		—	
うち、退職給付に係るもの		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,780	6,885	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,780	6,885	
うち、適格引当金コア資本算入額		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	50,000	45,000	
うち、回転出資金の額		—	
うち、上記以外に該当するものの額	50,000	45,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	243,303	244,613	
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	—	440	115
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	440	115	461
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—	—
適格引当金不足額		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	
退職給付に係る資産の額		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額		—	
コア資本に係る調整項目の額 (口)		—	115
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(口)) (ハ)	243,303	244,497	
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	927,716	1,108,168	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 315,864	△ 212,978	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)を除く	440	461	
うち、繰延税金資産		—	
うち、退職給付に係る資産		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 316,304	213,440	
うち、上記以外に該当するものの額		—	
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	30,872	30,181	
信用リスク・アセット調整額		—	
オペレーション・リスク相当額調整額		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	958,589	1,138,349	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ)/(二))	25.38	21.47	

* 1. 農協法第11条の第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。
 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、粗利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引費用、国債等債券売却損・償還損・償却・経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

信用リスク・アセット	平成25年度			平成26年度		
	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額a×4%	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	762,120	—	—	586,508	—	—
我が国の地方公共団体向け	94,530	—	—	88,510	—	—
地方公共団体金融機関向け	23,658	739	29	21,096	535	21
我が国の政府関係機関向け	34,772	2,375	95	41,775	3,429	137
地方三公社向け	869	45	1	449	26	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,120,274	423,703	16,948	2,396,015	478,667	19,146
法人等向け	364,165	232,729	9,309	353,736	226,749	9,069
中小企業等向け及び個人向け	1,100	753	30	1,021	719	28
抵当権付住宅ローン	1,199	419	16	884	309	12
不動産取得等事業向け	8,626	8,509	340	7,463	7,244	289
三月以上延滞等	5,187	7,591	303	6,784	10,177	407
信用保証協会等による保証付	359	17	0	288	12	0
出資等	22,578	22,568	902	35,376	35,366	1,414
他の金融機関等の対象資本調達手段	210,869	527,174	21,086	216,359	540,897	21,635
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	984	2,460	98	1,022	2,556	102
複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	49	64	2	6	75	3
証券化	26,611	5,746	229	26,169	5,283	211
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 315,864	△ 12,634	△ 212,978	△ 8,519	
上記以外	35,588	8,667	346	67,709	8,965	358
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,713,547	927,703	37,108	3,851,179	1,108,038	44,321
CVAリスク相当額÷8%		12	0		128	5
中央清算機関連エクspoージャー	28	0	0	37	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額	3,713,576	927,716	37,108	3,851,216	1,108,168	44,326
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額（基礎的手法）	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額a×4%	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額a×4%		
	30,872	1,234	30,181	1,207		
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計a	所要自己資本額a×4%	リスク・アセット等（分母）合計a	所要自己資本額a×4%		
	958,589	38,343	1,138,349	45,533		

- ※ 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。
- 2.「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
- 4.「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。
- 5.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
- 7.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 8. オペレーションル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
＜オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容(P69)をご参照ください。

① 信用リスクに関するエクspoージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び三月以上延滞エクspoージャーの期末残高

	平成25年度			平成26年度				
	信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
国内	3,609,094	370,356	1,077,963	—	133	3,716,850	367,938	902,326
国外	77,870	229	61,965	—	5,054	108,190	791	95,175
地域別残高計	3,686,964	370,585	1,139,929	—	5,187	3,825,041	368,729	997,502

法人	農業	1,030	1,030	—	—	—	921	921	—	—	—
	林業	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	97,891	61,587	33,951	—	—	83,726	49,707	30,744	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	47,686	34,449	12,933	—	—	47,231	32,735	12,932	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	50,123	25,281	24,208	—	—	42,023	21,162	20,191	—	—
	運輸・通信業	56,995	24,979	30,640	—	—	58,065	25,488	31,139	—	—
	金融・保険業	2,376,595	87,301	156,056	—	—	2,660,962	89,238	168,979	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	141,215	131,466	8,921	—	133	154,732	145,200	8,927	—	—
日本国政府・地方公共団体	856,650	—	856,650	—	—	675,019	—	675,011	—	—	—
上記以外	41,376	982	16,566	—	5,054	84,854	1,000	49,575	—	—	—
個人	3,499	3,497	—	—	—	3,274	3,274	—	—	0	—
その他	13,891	—	—	—	—	14,228	—	—	—	—	—
業種別残高計	3,686,964	370,585	1,139,929	—	5,187	3,825,041	368,729	997,502	—	0	—

1年以下	2,162,850	99,230	74,736	—	2,406,717	102,115	53,269	—
1年超3年以下	225,718	67,066	158,493	—	254,564	53,773	190,635	—
3年超5年以下	369,946	66,369	303,577	—	394,140	66,118	328,022	—
5年超7年以下	232,695	27,495	205,200	—	186,318	37,620	148,697	—
7年超10年以下	270,658	90,803	178,858	—	176,157	88,875	87,281	—
10年超	237,212	18,148	219,064	—	200,710	19,031	181,679	—
期限の定めのないもの	187,883	1,472	—	—	206,432	1,194	7,916	—
残存期間別残高計	3,686,964	370,585	1,139,929	—	3,825,041	368,729	997,502	—

- ※ 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
- 4. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクspoージャー等をいいます。
- 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資

2 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

	平成25年度		平成26年度		(単位：百万円)
	期中増減額	期末残高	期中増減額	期末残高	
一般貸倒引当金	△40	1,212	△40	1,172	
個別貸倒引当金	△3	2,570	△40	2,530	

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

	平成25年度			平成26年度			(単位：百万円)
	期中増減額	期末残高	貸出金償却	期中増減額	期末残高	貸出金償却	
国内	△3	2,570		△40	2,530		
国外	—	—		—	—		
地域別計	△3	2,570		△40	2,530		
法人							
農業	△1	18	—	0	18	—	
林業	—	—	—	—	—	—	
水産業	—	—	—	—	—	—	
製造業	△15	562	—	9	572	—	
鉱業	—	—	—	—	—	—	
建設・不動産業	△18	22	—	68	90	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	△16	66	—	△0	65	—	
運輸・通信業	△0	57	—	△15	41	—	
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	
卸売・小売・飲食・サービス業	85	1,689	—	47	1,737	—	
上記以外	0	9	—	△9	—	—	
個人	△37	144	5	△140	4	—	
業種別計	△3	2,570	5	△40	2,530	—	

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみを記載しています。

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的な内容は単体の開示内容(P72)をご参照ください。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

	平成25年度			平成26年度			(単位：百万円)
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	
地方公共団体金融機関向け	—	16,264	—	—	—	16,270	—
我が国の政府関係機関向け	—	11,017	—	—	—	8,016	—
地方三公社向け	—	596	—	—	—	251	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け	437	120	—	859	3,003	—	—
中小企業等向け及び個人向け	23	—	—	8	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	12,401	—	1	13,811	—	—
合計	460	40,399	—	869	41,353	—	—

- ※ 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

	平成25年度			平成26年度			(単位：百万円)
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
0%	—	904,353	904,353	—	753,173	753,173	
2%	—	28	28	—	27	27	
4%	—	—	—	—	1	1	
10%	—	43,722	43,722	—	51,450	51,450	
20%	41,564	2,121,119	2,162,683	33,721	2,397,914	2,431,636	
35%	—	1,199	1,199	—	883	883	
50%	183,757	358	184,115	181,260	93	181,354	
75%	—	1,051	1,051	—	994	994	
100%	36,072	348,095	384,168	34,708	155,468	190,176	
150%	—	5,097	5,097	6,784	200,887	207,671	
200%	—	—	—	—	—	—	
250%	—	984	984	—	8,125	8,125	
その他	—	—	—	—	8	8	
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	261,394	3,426,011	3,687,405	256,473	3,569,029	3,825,503	

- ※ 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
- 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容(P73)をご参照ください。

① 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方式	平成25年度		平成26年度		
	カレント・エクスポート方式	カレント・エクスポート方式	(単位:百万円)		
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保	信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額	その他
平成25年度					
(1)外国為替関連取引	83	223	—	—	223
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	31	36	—	—	36
(7)クレジット・デリバティブ	51	57	—	—	57
派生商品合計	167	317	—	—	317
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—
合 計	167	317	—	—	317
平成26年度					
(1)外国為替関連取引	93	318	—	—	318
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	3	—	—	3
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—
派生商品合計	93	321	—	—	321
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—
合 計	93	321	—	—	321

- ※ 1.「カレント・エクスポート方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことといいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

② 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

③ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポートに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポートを取扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的な内容は単体の開示内容(P74)をご参照ください。

① 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

② 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

a. 保有する証券化エクスポートの額

	平成25年度		平成26年度	
	証券化エクスポート	再証券化エクスポート	証券化エクスポート	再証券化エクスポート
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住宅ローン	1,403	—	3,170
	自動車ローン	9,850	—	10,100
	その他	15,314	—	12,903
	合 計	26,567	—	26,175
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—
	その他	43	—	—
	合 計	43	—	—

※ 証券化エクスポートは再証券化エクスポートを除いて記載し、証券化エクスポートと再証券化エクスポートを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

	証券化エクスボージャー			再証券化エクスボージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
平成25年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	26,487	211	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—	リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—	リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	67	9	リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	13	6	リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	26,567	228	合 計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	—	—	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—	リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	43	1	リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—	リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	43	1	合 計	—	—
平成26年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	26,165	209	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—	リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—	リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—	リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	10	5	リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	26,175	214	合 計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	—	—	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—	リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—	リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—	リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	—	—	合 計	—	—

※ 1. 証券化エクスボージャーは再証券化エクスボージャーを除いて記載し、証券化エクスボージャーと再証券化エクスボージャーを区別して記載しています。
2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
3. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスボージャーの額

	平成25年度	平成26年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	13	10
合 計	13	10

※ 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスボージャーを記載しています。なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスボージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたものです。

2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

オペレーション・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーション・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容(P76)をご参照ください。

出資その他これに類するエクスボージャーに関する事項

子会社が保有している信連以外の出資その他これに類するエクスボージャーは、当該子会社の業務に関連して保有しているものであるため、連結グループにおける当該エクスボージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容(P76)をご参照ください。

① 出資その他これに類するエクスボージャーの貸借対照表計上額及び時価

	平成25年度	平成26年度		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	6,269	6,269	9,885	9,885
非上場	138,966	138,966	138,992	138,992
合 計	145,236	145,236	148,877	148,877

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

② 出資その他これに類するエクスボージャーの売却及び償却に伴う損益

	平成25年度	平成26年度
	売却益	116
売却損	41	5
償却額	—	—

③ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

	平成25年度	平成26年度
	評価益	3,709
評価損	66	6

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容(P77)をご参照ください。